

# 第Ⅳ章

## 施策の推進

## 推進体制の整備・充実

男女共同参画社会の実現に向けて、計画をより総合的・効果的に推進していくために次のような体制を整えます。

### 1. 行政における推進体制の整備

(1) 男女共同参画庁内推進委員会

部長級職員で構成する「菊川市男女共同参画庁内推進委員会」を中心に、各課と連携を図りながら、全庁的取り組みを推進します。

(2) 市職員への啓発

市の行政全体に男女共同参画の視点が取り入れられるように、研修会等を通じて、職員への意識啓発を行います。

### 2. 市民参画による推進

(1) 男女共同参画推進組織

市民参画による推進を図るため、市民代表で構成する「菊川市男女共同参画推進懇話会」にて、意見を聴取し、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 市民参画の推進

男女共同参画の充実した施策の展開が図られるよう、市民、企業、学校、関係団体等との連携を強化し、市民参画による推進を図ります。

### 3. 国・県等関係機関との連携

(1) 男女共同参画の総合的な推進のために、国・県・関係機関との連携につとめ、各施策の推進を図ります。

### 4. 計画の進捗状況の検証・評価

(1) 常にその進捗状況を管理し、取り組みの成果を明らかにし、その成果をもとに改善を行って行くPCDA【Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（行動）】の観点で検証します。

また、事業ごとでアウトカム指標（成果指標）とアウトプット指標（事業量指標）を定め、プランの進捗状況を把握し、着実に事業を進捗していきます。